

郡上八幡 蔵市 HRN865.1

貸出ブース利用規約

1 はじめに

本利用規約は（以下「本規約」という）は、一般財団法人郡上八幡産業振興公社（以下「公社」という）が管理運営する平野本店旧酒蔵開発区域（岐阜県郡上市八幡町本町 865 番地 1、他）に指定した店舗等貸出ブース（以下「本貸出ブース」）につき、本貸出ブースを借受け利用するもの（以下「利用者」という）が守るべき事項を記載しています。

本貸出ブースの借受け申し込みにあたっては、本規約を確認し、本規約に同意いただく必要があります。

2 本規約の適用

本規約は、利用者と公社との間の権利義務を定めることを目的とし、本貸出スペース利用に関して、利用者と公社との一切の關係に適用されるものとします。

本規約の内容と、利用者になろうとするものが本貸出ブース借受けの際に受けた説明等が異なる場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

3 利用制限

公社が下記の事項に該当すると判断した場合は、本貸出ブース借受け申込をお断りさせていただきます。なお、申込成立後であっても、申込を解除させていただく場合があります。

- 1) 公序良俗に反する行為や法令に反する行為
- 2) 公社が運営する平野本店旧酒蔵開発区域（以下「運営施設」という）の施設、設備等を損傷、焼失させる恐れがある行為
- 3) 本貸出ブースを利用する権利の他人への譲渡、転貸
- 4) 来場者及び会場周辺に混乱、危険を及ぼす可能性を有する行為
- 5) 利用規約に抵触する行為
- 6) その他、施設管理、運営上、支障があると認めるとき

4 禁止行為

下記の事項に該当する行為は禁止とします。

- 1) 法令に反する又は反する恐れのある行為及び法令で禁止されている行為や物品の販売等

- 2) 公序良俗に反する行為及び物品の販売
- 3) 本イベントの目的に明らかに沿わない行為及び物品の販売
- 4) 劇薬物・発火性・引火性・爆発性その他の危険物、不潔・悪臭・異臭の物品及び常識を超えた備品の持ち込み及び販売
- 5) 許可のない動物の持ち込み
- 6) 許可を得ないで行う焚火、バーベキューなどの裸火にかかる行為や材料、備品等の持ち込み
- 7) 許可を得ないで行う石油ストーブ、バーナー、プロパンボンベ、コンロ等の使用や備品、燃料等の持ち込み
- 8) 貸出ブース借受け申し込みフォームに記載された催事の目的、内容を無断で変更する行為
- 9) 他人の権利や利益を侵害する可能性のある者の販売
- 10) 許可を得ないで行う飲食店営業行為
- 11) 法律で禁じられている行為
- 12) 指定場所及び許可以外の場所での無断掲示、旗等の設置
- 13) 許可を得ていない場所、時間での駐車、駐輪、停車
- 14) 危険箇所（機械室、閉鎖建物内等）への立ち入り
- 15) トイレ、洗面、側溝等への廃液、残飯、油類、毒物等の放流、洗浄
- 16) 自店舗等で出たごみ、残材等の施設内放置
- 17) その他、来場者、他の出店者、主催者等に迷惑となる行為

5 利用料金・キャンセル

貸出ブース借受けの手続きは申込書の送信又は提出をいただき、公社が貸し出しを承認することを以って成立するものとします。

- 1) 貸出料金は別表 1 のとおりとなっており、開催期日、貸出場所、利用形態によって異なります。
- 2) 料金の徴収については利用日ごとの精算を基本としますが、複数日利用される方は 1 か月ごとの支払いも可能とします。この場合、月末締めとし、翌月の 10 日までの支払いとします。
- 3) 振り込みの場合の手数料は利用者負担とさせていただきます。
- 4) 1 か月ごとの振込払いの場合、支払指定日が金融機関の休日の場合はその前日までに支払いをお願いします
- 5) 貸出申し込み後、キャンセルされる場合は、公社事務局まで事前に連絡してください。尚、キャンセルとは利用確定後に、日時、貸出ブースの変更を希望される場合、お申し込みを取り消される場合を言います。

- 6) 申し込みを頂いた利用時間に開始できない場合、途中で利用を中止、停止、終了した場合、又は貸出ブースを撤収された場合でも、利用料金の割引、返金等の対象とはなりませんのでご了承ください。

6 事前打ち合わせ

ご利用の前に、公社の事務局よりスケジュールや会場設営、設備、貸出期間、貸出時間帯、撤収時間帯等の他、下記の内容についても併せて協議させていただきます。

なお、2回目以降のご利用に際して特段に新たな協議事項の申し出がない場合は上記の打ち合わせを省略させていただくこととなります。

- 1) 付帯設備利用、貸出備品利用等についてのご相談
- 2) 特別に清掃や警備が必要となる場合の相談
- 3) 複数日利用の際の備品、設備、材料等の現地保管についての相談
- 4) その他、本規約に記載のない事項についての相談

7 利用者持ち込み物の対応

利用者側で持ち込まれた備品、設備、材料及び借受けブースで発生したゴミ、残材等（以下「利用者側で持ち込まれた備品等」という）については利用時間内においては利用者で適正に管理いただき、利用時間経過後は原則的にはすべて持ち帰りとします。利用者側で持ち込まれた備品等の対応は下記の通りとし、公社が処分する場合は、実費をお支払いいただきます。

- 1) 利用者側で持ち込まれた備品等で本貸出ブース利用後に持ち帰られなかったものについては、本貸出ブース利用後10日が経過した時点で所有権を放棄したものとみなし、公社での処分の対象となりますのでご承知おきください。
- 2) 利用者側で持ち込まれた備品等の処分費用については利用者に請求させていただきます。

8 関係官庁への届け出、許認可

関係官庁への届け出、許認可については主催者、および利用者において下記のとおり対応することとします。

- 1) イベント期間における施設全体の運営等に関わる関係官庁への届け出、許認可等については主催者にて行うこととします。その際、貸出ブース利用者に対し必要となる調査や情報の提供を求めることがあり、利用者は善意を持ってこれに協力をいただくこととします。
- 2) 利用者側における個別の営業、行為において関係官庁への届け出、許認可が必要となるものについては利用者が責任を持って対応していただくこととします。

- 3) 利用者において関係官庁への届け出、許認可手続きを行った際には、その結果について
会社に提出してください。

9 物品等搬入・撤収

物品等の搬入、設営及び撤収に際しては狭隘なスペースで多くの利用者が輻湊して作業に当たることから、下記の事項を遵守し、物品等の紛失、車相互や車と人の接触事故等のトラブルとならないよう個々に十分注意して実施してください。

- 1) 貸出ブースに必要となる物品等の搬入、搬出は利用者の責任において実施するものとし、搬入、搬出の際生じた物品等の損傷、紛失、第三者への損害等についての責任はすべて利用者が負うものとし、公社は一切の責任を負わないものとします。
- 2) 物品等の搬入、搬出の時間帯は搬入を開始時間までの1時間半、搬出を開始時間終了から1時間とします。
- 3) 利用者による搬入、搬出の時間帯での施設内への車両の入場を許可します。但し、車両通行に伴い生じた事故、車両、備品の損傷、第三者に対する損害については、利用者がすべて負うものとし、公社は一切の責任を負わないものとします。
- 4) 搬入、搬出量を削減し、効率化を図るため、複数日連続して利用する利用者に対しては、貸出ブース内での物品等の据え置きを許可します。但し、据え置き措置による盗難、紛失等については自己責任とし、公社は一切の責任を負わないものとします。
- 5) 物品等の据え置きを希望する利用者は、事前に公社へその内容を申し出てください。

10 免責

利用者は以下の項目に起因した一切の損害について、公社が賠償責任を負わないことに同意したものとします。

- 1) 予約、申し込みキャンセル、日程変更によって生じた損害
- 2) 本貸出ブース内及び運営施設内で発生した不正利用、器物損壊、盗難、事故、故障、火災、天災、水害その他トラブルによる損害
- 3) 貸出ブースを当日利用できなかった場合及び当日途中からできなくなった場合の、交通費、人件費、営業利益を含めた一切の逸失利益その他一切の損害
- 4) 利用者が本貸出ブースの利用によって、本貸出ブース運営者や他の利用者又は第三者に対して与え又は被った損害、及び自らの行為によって発生した損害
- 5) 利用者が本利用規約に記載されたキャンセル規定や注意事項を含む規定に違反したことで発生した一切の損害
- 6) 上記の他、理由の如何を問わず、利用者が本貸出ブースの利用により利用者自身又は第三者に生じた一切の損害

11 防災

利用者は施設内の防災に配慮した下記に示した利用を行うこととし、火災、地震、水害等（以下「火災等」という）の非常事態発生の際には主催者の指示に従い安全な避難行動を取ってください。

- 1) 火災等の発生に関する予兆、異常事態を発見した利用者は、直ちに事務局に場所、状況報告のため電話等により連絡する。
- 2) 火災等が発生した際には火の始末、電源オフなど二次災害防止のための行動をとる。
- 3) 貸出ブースでの火気を使用した利用を行う場合は法令規定及び消防署の指導に基づいた対応を利用者の責任で行う。
- 4) 開催日終業時には貸出ブースの火気の始末、電気オフを徹底する。

12 その他注意事項

- 1) 運営施設内は禁煙です。
- 2) 運営施設の開閉は主催者側スタッフが行います。
- 3) 貸出ブースで発生したゴミ等は利用者責任にて対応するものとします。
- 4) 運営施設内の備え付け備品の施設外持ち出しは禁止します。
- 5) 開催時間を超えた営業は原則禁止しますが、延長を希望する利用者は事前に協議を行い、許可を得たもののみ営業できるものとします。
- 6) コロナ対策については別途、「郡上八幡 蔵市 HRN865.1 開催要項」「コロナ対策運用規定」によるものとします。
- 7) 本規約に定めのない事項についてはその都度、担当者と協議、相談の上、その指示に従って対応いただくものとします。

13 紛争処理

本規約の準拠法は日本法とします。

本貸出ブースの利用申し込み、承認、に起因する、又は関連する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を管轄裁判所とします。

2022年3月10日策定

別表 1

貸出ブース出店料金一覧表

1. 通常期間：4月～6月 9月～11月

出店形式	出店場所	面積	基本貸出額	面積割増
1. 屋外テント出店	1. エントランスエリア	6 m ²	2,300 円/日	350 円/m ²
	2. その他エリア	6 m ²	2,000 円/日	300 円/m ²
2. 屋内出店	1. B 棟内 (蔵)	4 m ²	1,100 円/日	250 円/m ²
3. 屋外キッチンカー出店	1. エントランスエリア	10 m ²	3,800 円/日	350 円/m ²
	2. その他エリア	10 m ²	3,300 円/日	300 円/m ²

2. 夏季期間：7月～8月

出店形式	出店場所	面積	基本貸出額	面積割増
1. 屋外テント出店	1. エントランスエリア	6 m ²	3,600 円/日	600 円/m ²
	2. その他エリア	6 m ²	3,000 円/日	500 円/m ²
2. 屋内出店	1. B 棟内 (蔵)	4 m ²	1,700 円/日	400 円/m ²
3. 屋外キッチンカー出店	1. エントランスエリア	10 m ²	6,000 円/日	600 円/m ²
	2. その他エリア	10 m ²	5,100 円/日	500 円/m ²

3. 冬季期間：12月～3月

出店形式	出店場所	面積	基本貸出額	面積割増
1. 屋外テント出店	1. エントランスエリア	6 m ²	1,200 円/日	200 円/m ²
	2. その他エリア	6 m ²	1,000 円/日	180 円/m ²
2. 屋内出店	1. B 棟内 (蔵)	4 m ²	600 円/日	150 円/m ²
3. 屋外キッチンカー出店	1. エントランスエリア	10 m ²	2,100 円/日	200 円/m ²
	2. その他エリア	10 m ²	1,800 円/日	180 円/m ²

別表 2

郡上八幡蔵市 HRN865.1 開催日程

1. 開催予定日数

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	開催 142 日間
10 日間	12 日間	8 日間	23 日間	23 日間	10 日間	通常 61 日
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	夏季 46 日
11 日間	10 日間	8 日間	9 日間	9 日間	9 日間	冬季 35 日

2. 開催予定日

通常期間	土曜日、日曜日、祝祭日に開催
夏季期間	水曜日、木曜日を休日としその他の日を開催その他の日を開催 休日に祝、祭日が当たる場合は、翌日を休日とする
冬季期間	土曜日、日曜日、祝祭日に開催